人 事 委 員 会 年 報

平成25年度

兵庫県人事委員会

目 次

組 織 及 び 運 営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 人事委員会の権限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3) 人事委員会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4) 人事委員会の運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(5) 規則、告示及び訓令の制定、改廃の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(6)条例・規則の制定に伴う意見等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2 事 務 局	12
(1)組 織 … 織	12
(2) 職員の定数・現員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)分 掌 事 務	13
事 業 の 概 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1 職員の任用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1)任用制度の概説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2)職 員の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(3)職員の昇任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(4) 広報等の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2 職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(1)職員給与実態調査	24
(2)民間給与実態調査	25
(3)平成 25 年職員の給与に関する報告の概要について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3 職員の利益保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(1)勤 務条件に関する措置要求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(2)不利益処分に関する不服申立て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	31
	32
(, =	32
()	33
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	36
(2) 労働基準法等に基づく職権行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例(昭和26年条例第23号)により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである(法第8条第1項)。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措 置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前 2 項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前の各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され(法第9条の2第1項) 委員は議会の同意を得て知事が 選任する(法第9条の2第2項)

委員の任期は4年(法第9条の2第10項)で、現在の委員は下表のとおりである。

職	名	E	E	î	<u></u>	常勤・非	に 対の別 かんりょう かんりょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん		任	期	摘	要
委員	景	青	Щ	善	敬	常	勤	24.	4 . 1	~ 26. 6.30	26.3.31退	!任
委	員	竹	本	昌	弘	非	常勤	21 . 25 .	10 . 13 10 . 13	~ 25 . 10 . 12 ~ 29 . 10 . 12	Ⅰ娄貞長職	務代理者
委	員	竹	田	佑	_	非	常 勤	23.	10 . 12	~ 27 . 10 . 11		

26.4.1から伊藤聡委員長が就任

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する(法第10条)。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する (法第11条)。

人事委員会の平成25年度の会議開催回数は28回で、付議した議案等の件数は、議案111件、協議事項4件、報告事項48件、計163件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議案	等
1456	25 . 4 . 9	 【議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件・採用選 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件・職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件・職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する 5 専決処分をしたものにつき承認を求める件・人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定の 6 専決処分をしたものにつき承認を求める件・職員等の退職手当に関する規則第2条第3項の規7 平成25年度兵庫県職員採用試験等実施日程決定の〔報告事項〕 1 平成24年度における採用試験説明会の実施状況に2 任命権者が行った処分について 	制定の件 - 規程制定の件 - 0件 - 記定に基づく承認の件 - 0件
1457	24 . 4 . 22	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成25年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 3 平成25年職員給与実態調査要綱決定の件 4 情報公開・個人情報保護審議会へ諮問する件 〔報告事項〕 1 平成24年度兵庫県職員採用試験等の実施結果につ 2 任命権者が行った処分について 	いて
1458	25 . 5 . 9	 【議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成25年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職件 3 平成25年度兵庫県職員上級採用試験実施要綱決定4 平成25年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件〔報告事項〕 1 平成25年(退)第1号事案の件について2 大学等での採用試験説明会(上期)の実施予定につ3 平成25年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選4 任命権者が行った処分について 	Cの件 : N N て

回数	開催年月日	議	案	等
1459	25 . 5 . 16	〔議 案〕1 議事録の承認を求める件2 職員の退職手当に関する条例第 見照会の件3 技能労務職から行政職への職種 〔報告事項〕1 任命権者が行った処分について	転換に係る選考詞	
1460	25 . 5 . 23	 〔議案〕 1 議事録の承認を求める件 2 県の事業場に係る労働基準法別 3 平成25年度第1回兵庫県職員 〔報告事項〕 1 平成25年度第1回兵庫県警察の実施状況について 2 情報公開・個人情報保護審議会 	資採用選考試験実施 官採用選考試験(施要綱決定の件 第 1 次試験:教養・論文試験)
1461	25 . 6 . 14	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認見の件 - 〔報告事項〕 1 平成25年度兵庫県職員上級拐2 大学等での採用試験説明会(上3 任命権者が行った処分について 	採用試験等の申込払 ニ期)の実施結果に	状況について
1462	25 . 6 . 25	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 昇任選考の件 4 平成25年度兵庫県職員中級・ 5 職員の給与に関する規則及び公改正する規則制定の件 6 職員の給与に関する実施規程及の一部を改正する規程制定の件 〔報告事項〕 1 平成25年度兵庫県職員中級・ 	かからない からない からない からない からない からない からない からない	の給与に関する規則の一部を 戦員等の給与に関する実施規程
1463	25 . 7 . 5	〔議 案〕1 議事録の承認を求める件〔報告事項〕1 平成25年度兵庫県職員上級拐2 任命権者が行った処分について		倹の実施状況について

回数	開催年月日	議	 案	等
1464	25 . 7 . 17	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成25年度兵庫県職員上級3 平成25年度獣医師採用選考 〔報告事項〕 1 平成25年度兵庫県職員(看ついて 2 2013年度兵庫県人事委員会 	試験合格者決定の件 護師等)採用候補者	選考試験(第2回目)の実施に
1465	25 . 7 . 26	 (議案) 1 議事録の承認を求める件 2 昇任選考の件 3 平成25年度第1回兵庫県職 4 平成25年度第1回兵庫県職合格者決定の件 5 公立学校教職員のへき地手当う協議の件 〔報告事項〕 1 平成25年職種別民間給与第2任命権者が行った処分につい 	員採用選考試験(研 等に関する規則の− < <th>究員(景観・公園計画学)等) 部を改正する規則の制定に伴</th>	究員(景観・公園計画学)等) 部を改正する規則の制定に伴
1466	25 . 8 . 27	 【議案】 1 議事録の承認を求める件 2 措置要求の受理及び事務担当 3 昇任選考の件 4 平成25年度第1回兵庫県職員 1 平成25年度第1回兵庫県警 2 平成25年人事院報告についる 3 任命権者が行った処分につい 	戦員採用選考試験最終 警察官採用選考試験の Nて	
1467	25 . 9 . 5	の件 4 職員の給与に関する規則の一 〔報告事項〕 1 平成25年度兵庫県職員中級	行政職への職種転換 一部を改正する規則制 ・初級採用試験の申 護師等)採用候補者	に係る選考試験実施要綱決定 リ定の件

回数	開催年月日	議	 案	 等
1468	25 . 9 . 19	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求め	る件	
)につき承認を求める件 - 昇信	壬選考の件 -
		3 採用選考の件		
			障害のある人を対象とする兵	兵庫県職員採用選考試験実施要
		網決定の件		7 - W
			に係る選考試験実施要綱決は	
			/職への職種転換に係る選考語 	
		/ 八事1」以の連合寺の の業務の状況の報告		3条の規定に基づく人事委員会
		の素物の水丸の報点 〔協議事項〕	1071+	
		1	会勧告・報告の取扱いについ	17
		「報告事項〕		
			実態調査及び職種別民間給与	言実態調査等の結果について
			務実態調査(実地調査)結	
		3 任命権者が行った処		
1469	25 . 10 . 10	〔議 案〕		
			につき承認を求める件	
			支給に関する条例の一部を改	対にする条例の制定に伴う意見
		の件 -	シーのナスサナナリッル	
)につき承認を求める件	なごする特別的でのか
)支給に関する規則の一部を改 与等に関する報告の件	以止9 6規則制定の件 -
		3 千成23千職員の編 	可守に対する牧口の仕	
1470	25 . 10 . 17	 〔議 案〕		
		1 委員長職務代理者指	定の件	
		2 議事録の承認を求め	る件	
			職員中級・初級採用試験第一	
			マ職への職種転換に係る選考語	
			開示決定及び小開示決定に係	系る異議申立ての棄却決定の件
		〔協議事項〕	5.4 日東安の供について	
		` ′	1号事案の件について	
		〔報告事項〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ハント	
		1 任命権者が行った処 	近方について	
1471	25 . 10 . 25	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求め	る件	
		2 不服申立ての裁決の	件	
		3 条件附採用の期間の	延長決定の件	
		〔報告事項〕		
			職員ガイダンスの開催につい	
		2 平成25年都道府県 	!人事委員会勧告等の状況にご	こって

回数	開催年月日	議	 案	等
1472	25 . 11 . 5	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める	件	
		〔報告事項〕 4 平式 2.5 年度自体に際	キのナフリナ社会しナフ に	
		1 半成25年度身体に障 ³ 状況について	書のめる人を刈家とする 兵	兵庫県職員採用選考試験の申込
			明会 (下期)の実施予定に	こついて
		3 任命権者が行った処分		
1473	25 . 11 . 13	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める		
			職から行政職への 職権転換	製に係る選考試験第1次試験合
		格者決定の件		╗┍╱╶╗╬╬╬
		3 平成25年度技能労務 等)合格者決定の件	域/小り 1丁以城/NUJ城/里野が	製に係る選考試験 (一般事務職
		- /	員中級・初級採用試験最終	冬合格者決定の件
		5 平成25年度兵庫県職		
		〔報告事項〕		
		1 平成25年度兵庫県職	員(看護師等)採用候補者	・選考試験の実施結果等につい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		てった大学が、ナタン		
		2 任命権者が行った処分 	(L) (1 C	
1474	25 . 12 . 3	 〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める	件	
		2 措置要求の受理及び事	務担当者の指名の件	
			害のある人を対象とする兵	東軍職員採用選考試験合格者
		決定の件		
			実態調査に係る基本方針法	決定の件
		〔報告事項〕 1 双成の5年度6度関数	員ガイダンスの開催結果に	-017
		1 半成25年度共庫県職 2 任命権者が行った処分		
1475	25 . 12 . 12	 〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める		
		2 不服申立ての受理及び		3 - / A And An
				の給与等に関する条例等の一
		部を改正する条例の制		そうな おいま おいま ないま
		4 職員の給与に関する規 改正する規則制定の件		かだし (10年) 3 日本 (10年) 10年
			への職種転換に係る選考語	抵験合格者決定の件
		[報告事項]		
		1 任命権者が行った処分	について	
1476	25 . 12 . 20	(举 安)		
1770	20 . 12 . 20	〔 議 案 〕 1 議事録の承認を求める	件	
				に係る選考試験(教育事務職)
		最終合格者決定の件		

回数	開催年月日	議	 案	等
1477	26 . 1 . 16	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき 3 平成25年度第2回兵庫県 〔協議事項〕 1 平成24年(不)第1号 〔報告事項〕 1 平成25年度兵庫県職員上て 2 任命権者が行った処分にこ 	県職員採用選考試験実施 事案の件について 級(経験者)採用試験	
1478	26 . 1 . 22	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての裁決の件 3 採用選考の件 4 平成25年度兵庫県職員」 5 退職警察官の再採用に係る 〔報告事項〕 1 平成25年度第2回兵庫県 2 平成26年度兵庫県警察官 	5選考試験合格者決定の 具警察官採用選考試験の	の実施結果等について
1479	26 . 2 . 12	〔議 案〕1 議事録の承認を求める件2 平成25年度兵庫県職員」〔報告事項〕1 平成25年度兵庫県職員。	, ,	検最終合格者決定の件 皆選考試験の結果等について
1480	26 . 2 . 19	 (議案) 1 議事録の承認を求める件 2 平成25年度第2回兵庫県 3 平成25年度第2回兵庫県 技職)合格者決定の件 4 職員に関する条例の制定に 5 兵庫県立女性家庭センター当に関する条例の一部を設定 6 職員団体等の規約認証の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分にご 	職員採用選考試験 (教 に伴う意見の件 ・の設置及び管理に関す 対正する条例の制定に伴 ‡	務(助産師) 作業療法士、海 「る条例及び職員の特殊勤務手
1481	26.3.6	 〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成25年度第2回兵庫県 3 採用選考の件 4 昇任選考の件 5 職員の給与に関する規則等 〔協議事項〕 1 平成24年(不)第2号 	等の一部を改正する規則	

回数	開催年月日		議	案	等
1482	26 . 3 . 13	1 議事 2 不服 3 措置 4 公立 ての 〔報告事項	学校教職員のへき地)同意の件	(措)第3号事案)の判 手当等に関する規則の	定の件 一部を改正する規則制定につい
1483	26 . 3 . 19	1 議事 2 事務 3 採用 4 昇任	受 は は は は は は は は は は は は は	星動の件	

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成25年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成25年)			
第2号	25 . 4 . 1	職員の給与に関する規則等の一部	行政組織規則の一部改正等に伴い、所
第 3 号	25 . 6 . 28	┃を改正する規則 ┃ 職員の給与に関する規則及び公立	要の整備をしたもの 職員の給与等に関する条例等の一部を
		学校教育職員等の給与に関する規	改正する条例の制定に伴い、所要の整
		則の一部を改正する規則	備をしたもの
第 4 号	25 . 9 . 17	職員の給与に関する規則の一部を	兵庫県警察の組織に関する規則の一部
		改正する規則	を改正する規則の制定に伴い、所要の
		//	整備をしたもの
第5号	25. 10. 8	災害派遣手当等の支給に関する規 則の一部を改正する規則	災害派遣手当等の支給に関する条例の │ │一部を改正する条例の制定により、新 │
		別の一部を以正する税則	型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
			望1フノルエフリ寺系忌事忠派追于ヨ が追加されたことに伴い、所要の整備
			か追加されたことに伴い、別安の霊備 をしたもの
第 6 号	25 . 12 . 13	職員の給与に関する規則及び公立	職員の給与等に関する条例等の一部を
		学校教育職員等の給与に関する規	改正する条例の制定に伴い、所要の改
		則の一部を改正する規則	正をしたもの
(平成26年)			
第1号	26. 3.18	職員の給与に関する規則等の一部	昇格時号給対応表の改正等のため、所
		を改正する規則	要の改正をしたもの
第2号	26 . 3.31	人事委員会事務局組織規則の一部	
		を改正する規則	及び職制について所要の整備をしたも
			<u></u>
第 3 号	26 . 3.31	職員の給与に関する規則等の一部	一行政組織規則の一部改正等に伴い、所
		を改正する規則	要の整備をしたもの

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成25年)	25 . 4 . 1	職員の給与に関する実施規程等の	行政組織規則の一部改正等に伴い、所
第 2 号		一部を改正する規程	要の整備をしたもの
第3号	25 . 6 . 28	職員の給与に関する実施規程及び 公立学校教育職員等の給与に関す る実施規程の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定に伴い、所要の整 備をしたもの
(平成26年)	26 . 3 . 31	職員の給与に関する実施規程等の	行政組織規則の一部改正等に伴い、所
第1号		一部を改正する規程	要の整備をしたもの

ウ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓	令	名		概	要
(平成26年) 第 1 号	26 . 3 . 31	人事委員会事を改正する訓		央裁規程の	一部	人事委員会事務局 う組織及び職制の の整備をしたもの	

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は 人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成25年度中に、条例案について意見 を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出 年月日	議案番号	件名
25 . 6.11	第62号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
20 . 0.11	第63号議案	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
25. 9.26	第68号議案	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
25.12. 5	第107号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
	第22号議案	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例(条例中第6条に係る部分)
26. 2.20	第29号議案	県民局設置条例の一部を改正する条例(条例中附則第2項に係る部分)
	第32号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与 等に関する条例の一部を改正する条例(特別職に係る部分を除く。)
26. 2.21	第135号議案	兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例中第2条に係る部分)

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成25年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

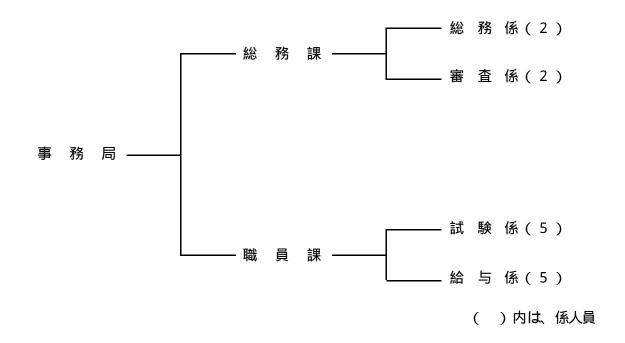
回答年月日	件名	協議者
25. 7.26	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
26. 3.13	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

2 事 務 局

(平成26年3月31日現在)

(1) 組 織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。 事務局の組織は、2課4係で、次のとおりである。



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は18人である。

事務局長	事務職員	合	計
1 人	1 7人		1 8人

(3) 分掌事務

(総務課)人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算 などの事務を行っている。

課		名	係		名		分	掌	事	務				
総	務	課	総	務	係	1	人事委員会の会議に	関すること)					
						2	事務局職員の任免、	給与、分限、	懲戒、服務-	その他の人事に関するこ				
						٤	- 0							
						3	事務局職員の研修、	福利厚生及	び表彰に関する	ること。				
						4	事務局職員の安全及	び健康に関	すること。					
						5	公印の管守に関する	らこと。						
						6	文書の収受、発送、	書の収受、発送、編集及び保存に関すること。						
						7	予算、決算及び会計	算、決算及び会計に関すること。						
						8	物品の管理に関する	らこと。						
						9	広報に関すること。							
						10	他の課及び係の所掌	堂に属しない	こと。					
			審	查	係	1	勤務条件に関する措	置の要求に	関すること。					
						2	不利益処分について	の不服申立	てに関するこ	ك 。				
						3	職員の苦情の処理に	関すること。	.					
						4	学校医等の公務災害	誦償に関す	る審査の請求し	に関すること。				
						5	職員団体等に関する	らこと。						
						6	労働基準監督機関 <i>の</i>)職権行使に	関すること。					
						7	分限及び懲戒の基準	並びに手続	及び効果に関っ	すること。				
						8	職員の退職手当に関	する条例第1	15条の7及び	公立学校職員等の退職手				
						늴	áに関する条例第13条	その7の規定に	こよる事務に関	すること。				

(職員課)職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課		名	係		名		分	掌	事	務	
職	員	課	試	験	係	1	職員の採用試験・	選考に関する	こと。		
						2	職員の昇任選考等	等に関すること	0		
			給	与	係	1	給与、勤務時間で	その他の勤務条	件に関すること。		
						2	給与等に関する執	8告及び勧告に	関すること。		
						3	旅費の制度に関す	けること。			
						4	服務の基準に関す	けること。			
						5	厚生福利制度に関	すること。			

事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選考によることができる。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級職、中級職及び初級職に区分して実施しており、平成25年度の受験者数は、計1,718人(上級職1,134人、中級職66人、初級職278人、上級職(経験者)240人)となっている。

(ア) 平成25年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では、受験者数1,134人に対し、最終合格者数は164人で、競争率は前年度を1.7ポイント下回る6.9倍となった。

このうち、一般事務職では488人が受験し、最終合格者数は42人で、競争率は前年度を2.1ポイント下回る11.6倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の48.5%を2.7ポイント上回り、51.2%となった。

b 中級採用試験

全体では、受験者数66人に対し、最終合格者数は21人で、競争率は前年度を2.0ポイント下回る3.1倍となった。

c 初級採用試験

全体では、受験者数278人に対し、最終合格者数は40人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る7.0倍となった。

このうち、一般事務職では101人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を0.7ポイント上回る10.1倍となった。

d 経験者採用試験(上級)

全体では、受験者数240人に対し、最終合格者数は16人で、競争率は前年度を6.1ポイント下回る15.0倍となった。

このうち、一般事務職では164人が受験し、最終合格者数は5人で、競争率は前年度を、1.2ポイント上回る32.8倍となった。

(イ) 平成25年度の各競争試験の日程

区分	受 付 期 間	第 1 次試験日		第 2 次 試 験 日	第 2次試験地	最終合格 発 表 日
上級採用試験	インターネット 25.5.22 ~ 25.5.31 郵送 25.5.22 ~ 25.6.5 持参 25.5.22 ~ 25.6.7	25.6.30	神戸市	25.7.24 ~ 25.8.30 のうち指定 する 2 日	神戸市	25. 9. 6
中級採用試験初級採用試験	インターネット 25.8.7 ~ 25.8.23 郵送 25.8.7 ~ 25.8.30 持参 25.8.7 ~ 25.9.4	25.9.29	神戸市豊岡市	25.10.28 ~ 25.11.1 のうち指定 する1日	神戸市	25.11.15
経験者採用試験 (上級)	インターネット 25.12.3 ~25.12.16 郵送 25.12.3 ~25.12.18 持参 25.12.3 ~25.12.24	26.1.12	神戸市	26. 2. 1 ~26. 2. 2 のうち指定 する1日	神戸市	26. 2.13

(ウ) 平成25年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~30歳 (平成26年4月1日現在) ただし、保健師は21歳~30歳、 児童福祉司は22歳~34歳、薬剤師は24歳~30歳 イ 21歳(平成26年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成26年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 保健師、栄養士、薬剤師、児童福祉司、環境科学職にあっては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。	第1次試験 教養試験 択一式45題(一部選択解答制) 2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 技術系職種(総合土木職を除く) 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 第2次試験 口述試験 個別面接 、個別面接 及びプレゼンテーション試験 適性検査
中 級採用試験	1 21歳~30歳 (平成26年4月1日現在) 2 免許取得者(取得見込者を含む。) に限る。	第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 択一式40題 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分
		第2次試験 口述試験 個別面接 及び個別面接 適性検査
初 級 採用試験	1 18歳 ~ 24歳 (平成26年4月1日現在) ただし、定時制・通信制高校在 学中の者(既に高卒以上の学歴を 有する者を除く。)に限り、18歳 ~ 30歳の者。	第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間
	2 次の学歴を有する者は除く。 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等をア 卒業した者 イ 在学期間(休学期間を除く。) が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者	論文試験 1 題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間 第2次試験
経 験 者 採用試験 (上級)	28歳~34歳 (平成26年4月1日現在)	第1次試験 一般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間 第2次試験 口述試験 個別面接 、個別面接 及びプレゼンテーション試験 適性検査

(エ) 平成25年度の各競争試験の実施状況

試 験	The T.T.	採用	ф.) **	第1次記	試験	第2次	最終	競 争率	採用	辞退
区分	職種	予 定 数	申込者数	受験者数:A	合格者数	第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合 格 者 数 : B	版 子草 (A/B)	者 数	者 数
	一般事務職	人 35	人 795	人 488	人 131	人 112	人 42	倍 11.6	人 34	人 8
	警察事務職	15	112	71	51	46	17	4.2	14	3
	教育事務職	21	217	157	75	69	25	6.3	22	3
上	保 健 師	3	28	22	9	9	3	7.3	3	0
	栄 養 士	1	57	37	6	6	1	37.0	1	0
	薬剤師	18	68	52	52	47	21	2.5	14	7
	児童福祉司	2	18	18	6	5	2	9.0	2	0
	心理判定員	3	33	27	9	7	3	9.0	3	0
	農学職	3	48	33	9	7	3	11.0	3	0
	林 学 職	2	22	16	9	4	2	8.0	2	0
	水 産 職	1	18	11	6	3	1	11.0	1	0
	環境科学職	1	27	18	6	4	1	18.0	0	1
級	総合土木職	13	58	40	37	32	13	3.1	12	1
	建築職	6	19	14	11	9	5	2.8	4	1
	機械職	1	15	9	6	4	1	9.0	1	0
	電気職	1	12	6	6	3	1	6.0	1	0
	小中学校事務職	20	157	115	69	65	23	5.0	20	3
	計	146	1,704	1,134	498	432	164	6.9	137	27
中	臨床検査技師	6	40	34	24	19	8	4.3	7	1
6 77	診療放射線技師	11	46	32	32	27	13	2.5	13	0
級	計	17	86	66	56	46	21	3.1	20	1
	一般事務職	9	129	101	30	27	10	10.1	9	1
初	警察事務職	5	49	37	21	21	7	5.3	7	0
	教育事務職	9	69	51	30	30	10	5.1	9	1
	総合土木職	2	8	3	3	3	2	1.5	2	0
級	小中学校事務職	9	100	86	33	32	11	7.8	9	2
WAY	計	34	355	278	117	113	40	7.0	36	4
経	一般事務職		302	164	19	18	5	32.8	4	1
経験者 (上級)	教育事務職		76	46	9	9	3	15.3	3	0
] (_	総合土木職	6	30	21	11	11	6	3.5	6	0
級	建築職	2	16	9	6	6	2	4.5	2	0
	計	16	424	240	45	44	16	15.0	15	1
合	計	213	2,569	1,718	716	635	241	7.1	208	33

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1~2級、看護職1~4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、 各任命権者に委任している。

(ア)採用選考実施状況(職級別)

(44)

44

0

36

5

計

人事委員会が平成25年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政鵈	a 行政職												
任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計		
知事部局	(8) 8	0	8	3	10	4	7	2	1	0	(8) 43		
教育委員会	(3) 3	0	9	1	11	15	4	0	0	0	(3) 43		
警察本部	(2) 2	0	17	0	1	0	0	0	0	0	(2) 20		
病院局	(31) 31	0	2	1	0	0	0	0	0	0	(31) 34		

22

19

2

11

(44)

140

b 研究	戠					(人)
任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
警察本部	0	(2) 2	0	0	0	(2)
計	0	(4) 4	0	0	0	(4) 4

c 医師	c 医師・歯科医師職 (人									
任命権者	3級	4級	計							
知事部局	0	1	1							
病 院 局	13	9	22							
計	13	10	23							

d 警察	d 警察職 (
任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計		
警察本部	8	20	14	5	13	4	9	6	79		

() 内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。 病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、10名は平成24年度採用選考試験合格者(平成25年度に免許を取得。医療福祉相談員2名、理学療法士2名、臨床工学技士3名、言語聴覚士2名、視能訓練士1名)

(イ) 平成25年度職員採用選考試験実施状況

(1) 平成 実 施	25年度 日	, TEN 1941	加之可 職		<u>施状况</u> 種		区分	採用予定	受験	合格	採用	辞退
	I		744		1±		区方	T 者数	者数	者数	者数	者数
								人	人	人	人	人
25. 6.23		獣医	師				上級	5	25	8	4	4
25. 7.13		埋蔵 研究 理化	産業技術職(無機材料系) 埋蔵文化財技師 研究員(景観・公園計画学) 理化学職(法医)			上級 " " "	1 1 2 1	7 20 3 51 1	1 1 1 2	1 1 1 2 1	0 0 0 0	
		医療理学 作業	薬剤師(がん専門領域) 医療福祉相談員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士			" 中級 "	9 6 5 4	35 22 7 9	9 6 4 4	4 6 4 4	5 0 0 0	
		海技	工学技 職 整備士				" 初級 "	6 1 1	39 5 2	6 1 1	6 1 1	0 0 0
25.11.20		事務	職(身	体に障	害のある)	人対象)	初級	6	23	6	3	3
26. 2.8		環境 医療 作業	(助産 科学組 福法士 張 工職	談員			上級 " 中級 " 初級	1 1 5 1 2	0 14 17 1 10 3	- 1 5 1 3	- 1 5 1 2	- 0 0 0 1 1
		合			計			60	294	62	48	14
		う	ち	上	級			27	173	29	20	9
		う	ち	中	級			24	88	24	23	1
		う	ち	初	級	_		9	33	9	5	4

(ウ)技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

a 人事委員会が実施したもの

実 施 日	職種	受験 者数	合格 者数	備考
25.10.12 (第一次試験) 25.10.12 25.11.29 (第二次試験)	一般事務職 教育事務職 総合土木職	人 31 28 1		知事、教育委員会、 病院局

b 任命権者が実施したもの

実 施 日	職種	受験 者数	合格 者数	備考
25.7.25 (海技職:第一次試験) 25.8.28 (海技職:第二次試験) 25.11.9 (総合土木職)	総合土木職 海 技 職	人 8 17	人 3 17	知事(県土整備部) 警察本部

(工) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の10県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成 25 年度警察官採用選考試験実施状況 (県内試験)

実 施 日	区分	採 用 予定者数	申 込 者 数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合 格 者 数	競争率	採 用 者 数	辞 退 者 数
		人	人	人	人	人	人	倍	人	人
	Α	398	2,504	2,103	1,025	958	302	7.0	248	54
	В	120	1,633	1,379	584	554	176	7.8	150	26
	女性 A	30	355	291	113	110	39	7.5	35	4
25. 5.12	女性 B	20	273	224	104	102	35	6.4	31	4
25. 9.22	情報処理	4	30	24	13	13	3	8.0	2	1
	武道 A	8	9	9	8	8	6	1.5	6	0
	武道 B		3	3	3	3	2	1.5	2	0
	合計	580	4,807	4,033	1,850	1,748	563	7.2	474	89

b 平成 25 年度警察官採用選考試験実施状況(県外試験)

区分	採 用 予定者数	1次試験 受験者数	1 次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合格者数	採用者数	辞退者数
	人	人	人	人	人	人	人
А	30	395	88	54	11	7	4
В	20	439	121	76	26	14	12
計	50	834	209	130	37	21	16

(才) 看護職採用選考試験(病院局実施)

実 施 日	募集数	論 文 受 験 者 数	面 接 受 験 者 数	合格者数	競 争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
	人	人	人	人	倍	人	人
25. 7.28	550	375	375	326	1.2	292	34
25. 9. 7	200	91	91	76	1.2	63	13
25.10.20	150	40	40	32	1.3	31	1
26. 1.18	100	68	68	45	1.5	40	5
合計	-	574	574	479	1.2	426	53

(3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

行政職3~6級、研究職2~3級、医師・歯科医師職2級、看護職2~4級、警察職2~7級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成25年度の昇任選考の状況(職級別)

人事委員会が平成25年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(ア) 行政職 (人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	91	52	32	11	0	0	186
教育委員会	20	9	4	1	0	0	34
警察本部	4	1	0	0	0	0	5
監査	0	0	0	1	0	0	1
議会	1	0	0	0	0	0	1
企業庁	3	4	0	0	0	0	7
病 院 局	5	6	3	0	0	0	14
計	124	72	39	13	0	0	248

(イ)研究職

(人)

任命権者	4 級	5 級	計
知事部局	0	6	6
警察本部	0	1	1
計	0	7	7

(ウ) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3 級	4 級	計
警察本部	0	1	1
病 院 局	20	16	36
計	20	17	37

(工)看護職

(人)

任命権者	5 級	6 級	7 級	計
病院局	4	1	0	5

(才) 警察職

(人)

任命権者	8 級	9 級	計
警察本部	30	8	38

(4) 広報等の取り組み

/ 優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア説明会の実施

(ア)大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会(学外者も参加可能)を実施している。

- a 京阪神地域:平成25年度は延べ18カ所で開催し、762人が参加した。
- b 京阪神地域以外:平成25年度は延べ3カ所で開催し、91人が参加した。

(イ)職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	25.11.25 25.11.26	人 246
中級・初級採用試験受験者対象	25. 8.2	人 89

(ウ)企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力を PRした。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回 大阪市内2回	人 566
公務員予備校での説明会	神戸市内5回 大阪市内3回	人 385

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、 試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成25年度は約14.3万件のアクセスがあった。
- ・上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。 平成25年度はこれによる申込者が1,519人で、申込者数全体の58.4%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成25年度は13回の配信を行い、発行部数は約42,300部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。 本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかに ついて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成25年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア)給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給
- (イ)諸 手 当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分	適用	平均	平均経験		学歴別人	員構成比		性別.	
給料表	人員	年齢	年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	8,274	43.7	22.0	66.3	8.0	25.6	0.1	65.5	34.5
研究職	223	44.8	21.7	100.0				88.3	11.7
医師・歯科医師職	39	45.2	18.6	100.0				61.5	38.5
看護職	4	49.8	30.8		50.0	50.0		25.0	75.0
警察職	11,343	38.5	17.4	51.0	4.7	44.3		93.6	6.4
高等学校教育職	8,297	44.8	22.1	94.8	3.7	1.5		63.0	37.0
中・小学校教育職	23,871	42.4	19.8	92.6	7.4			47.6	52.4
全給料表	52,051	42.2	20.0	79.7	6.3	14.0	0.0	63.1	36.9

(注)この表に示す人員の他、任期付研究員が1名、一般任期付職員が4名いる。(イ)において同じ。

(イ)給料表別平均給与額

			一人当た		内				訳	
4	給料表 り平均		り平均	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職	その他の
			給与総額	MD	八段丁二	26%于二	正冶丁二	過勤テコ	手当	手当
			円	円	円	円	円	円	円	円
行	政	職	404,339	340,134	10,994	23,493	3,799	15,411	7,993	2,515
研	究	職	458,798	385,020	13,720	23,855	4,682	18,476	9,223	3,822
医師	・歯科	医師職	898,427	466,274	9,308	82,560	2,872	14,749	74,815	247,849
看	護	職	414,576	355,548	4,500	29,563	0	17,165	0	7,800
警	察	職	386,285	321,128	13,811	24,389	4,035	15,031	1,097	6,794
				(18,240)						
高等	学校孝) 育職	456,534	389,412	10,145	23,594	4,435	10,819	2,419	15,710
				(14,041)						
中・小	\学校	教育職	418,108	363,351	7,222	22,430	4,863	7,949	4,437	7,856
				(9,346)						
	計		415,652	354,785	9,752	23,265	4,443	11,188	4,029	8,190

(注)())内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成25年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成25年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,004事業所
- (ウ) 対象職種 78職種(行政職相当職種22職種、その他の職種56職種)
- (工) 調査人員 初任給関係1,164人(行政職に相当する調査実人員1,140人)、初任給関係以外の 調査職種17,705人(行政職に相当する調査実人員15,830人。なお、調査職種該当者(母 集団)の推定数は122,540人であり、行政職に相当するものは97,740人である。)
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、463事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽 出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産 業 分 類	事業所数
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	21
製 造 業	192
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	62
卸 売 業 、 小 売 業	37
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	18
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	73
計	403

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支 店 長	50.2 歳	684,516 円	2,441 円	682,075 円
工 場 長	51.2 歳	707,162 円	1,231 円	705,930 円
事 務 部 長	51.7 歳	634,936 円	1,350 円	633,586 円
技 術 部 長	51.0 歳	644,253 円	3,007 円	641,246 円
事務部次長	49.5 歳	552,089 円	16,925 円	535,164 円
技術部次長	49.9 歳	626,517 円	3,148 円	623,369 円
事 務 課 長	48.2 歳	541,314 円	3,862 円	537,452 円
技 術 課 長	46.4 歳	552,711 円	7,050 円	545,660円
事務課長代理	46.7 歳	502,357 円	47,096 円	455,261 円
技術課長代理	39.5 歳	464,755 円	10,817 円	453,939 円
事務係長	43.2 歳	419,522 円	41,525 円	377,997 円
技 術 係 長	41.8 歳	442,254 円	57,258 円	384,995 円
事務主任	40.7 歳	386,535 円	36,904 円	349,631 円
技 術 主 任	42.0 歳	438,730 円	59,203 円	379,527 円
事務係員	36.5 歳	324,092 円	35,467 円	288,626 円
技 術 係 員	35.4 歳	363,967 円	60,554 円	303,413 円

(ウ) 学歴別初任給(事務・技術関係職種)

学歴	初任給月額
大学卒	197,148円
短大卒	174,743円
高校卒	158,367円

(注)採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,367 円
配偶者と子1人	19,916 円
配偶者と子2人	25,278 円

(注)家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 平成25年職員の給与等に関する報告の概要について

前記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月10日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をした。

給与報告のポイント

月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに改定なし

- 1 給与抑制措置前の公民較差〔49円(0.01%)〕が極めて小さいことから、月例給 は改定なし
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は民間の支給割合と均衡しており、改定なし

1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を19,885円(5.11%)下回っている。給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を49円(0.01%)下回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B)	備考
	409,028円 49円(0.01%)		給与抑制措置前
409,077円	389,192円	19,885円 (5.11%)	給与抑制措置後
	380,266円	28,811円 (7.58%)	国要請減額後

本年7月以降の国からの要請に基づく給与減額措置を本年4月の職員配置で試算した場合

2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔49円(0.01%)〕を基本とする。

(1) 月例給

公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

(2) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合 3.94 月分は、職員の年間支給月数 3.95 月分と概ね均衡していることから、改定を行わない。

(3) その他の課題

ア 世代間の給与配分の適正化

人事院は、昨年、世代間の給与配分を適正化する観点から、昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとの勧告等を行い、国は最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減する昇格制度の改正を既に実施し、また、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給制度の改正を、平成26年1月から実施することとしている。

本委員会においても、昨年、昇給・昇格制度の改正については所要の措置を講じるよう勧告等を行ったところであるが、その後、国の取扱いも定まり、他の都道府県においても見直しが進んでいる。

こうした状況を踏まえ、世代間の給与配分の適正化を図っていくため、本県職員がおかれる 実情も考慮して適切な措置を早急に講じる必要がある。

イ 経過措置額

人事院は、一昨年、給与構造改革における経過措置額の廃止を勧告し、国では、平成26年3月末に廃止することとされたところである。

他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

3 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めたいとしている。

具体的な検討課題として、 組織形態の変化への対応、 地域間の給与配分の在り方、 世代間の給与配分の在り方、 職務や勤務実績に応じた給与の4つが掲げられている。特に、地域間の給与配分の適正化については、昨年の報告において「所期の目的を達したものと考える。」とされていたが、更なる見直しについて検討することとされている。

本委員会としても、全国人事委員会連合会を通じて、地方の声を反映した慎重な検討を求めてい くとともに、今後の人事院の検討の動向を注視していきたい。

4 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減に向けては、引き続き、事務の効率化を図るとともに、実効性が上がる取組 を一層推進していく必要がある。また、教育委員会における「教職員の勤務時間適正化新対策 プラン」に基づく、実効性ある取組が強力に推進されるよう、今後の対応を注視していく。
- ・ 年次休暇の取得促進に関しては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通した計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、仕事と子育て・介護等の両立支援の観点から、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策について、引き続き、取組の推進を図る必要があり、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員が活き活きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。特に、ハラスメントについては、今後とも、取組を継続し、発生防止に努めることが肝要である。
- ・ 東日本大震災の被災地支援をはじめ、災害対応に従事している職員については、心身の健康 管理に留意していく必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

- 一人ひとりの職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮できるよう勤務環境の 整備等を図ることが重要となっており、男性職員の育児参加の促進や仕事と子育て・介護等の 両立支援などの取組を一層推進していく必要がある。
- ・ 人事院では、配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないこととする休業制度の導入に関して、立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。

本県においても、国の法整備の動向に留意しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

5 高齢期の雇用

人事院は、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、段階的な定年の引上げも含めて再検討がなされる必要があるとし、それまでの間、再任用の円滑な実施、人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等に取り組む必要があるとしている。また、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において再雇用者の給与の実態を把握した上で、必要な検討を進めるとしている。

本県としても、人事院の検討の動向を注視し、高齢期の生活への不安が解消できる給与水準等について検討を進めるとともに、再任用希望者が意欲を持って職務に取り組めるよう、その能力と経験が有効に発揮できる職務への配置や勤務形態等、諸課題について検討を進めていく必要がある。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則 (昭和39年人事委員会規則第15号)に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成25年度の処理状況

平成25年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、新規要求事案は3件であった。

区分	平成24年度末 (25.3.31)	平成29	5年度	平成25年度末 (26.3.31)
	係属件数	新規要求件数	終結件数	係属件数
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	2	0	2
休 暇	0	0	0	0
その他	0	1	1	0
計	0	3	1	2

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不服申立審査規則(平成10年人事委員会規則第7号)に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成25年度の処理状況

平成 25 年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が 5 件、新規申立てが1件で、うち3件は処理が終了したが、3件が平成26年度へ繰越しとなった。

5		<i>/</i> \	平成24年度末	平成2	 :5年度	平成25年度末	平成25年度
	<u>×</u>	分	(25.3.31) 係属件数	申立件数	終結件数	(26.3.31) 係属件数	口頭審理 開催回数
分	免	職	1			1	
限	休	職					
処	降	任					
分	降	給					
懲	免	職	3		3		8
戒	停	職					
処	減	給		1		1	
分	戒	告					
	その	他	1			1	
	計		5	1	3	3	8

ウ 平成24年度の終結事案の概要

(ア) 平成24年(不)第1号

申立年月日	平成23年12月12日
事案の概要	平成18年度から20年度までの間、協会の事務局長の立場を利用し、協会の預金口座から出金して私的に流用したこと、また、平成17年度から20年度までの間、市から受領した公金である負担金を部費会計に戻入せず横領したとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成26年 1月22日
理 由	処分承認

(イ) 平成24年(不)第2号

申立年月日	平成24年 1月10日
事案の概要	平成20年度において、協会の会計担当の立場を利用し、協会の預金口座に1枚しか発行されていないキャッシュカードを所持していた間、自宅付近に設置されたATMからキャッシュカードで繰り返し不正に出金し、発覚後、協会の請求どおり被害弁償したことは、協会の預金を私的流用したことにほかならないこと、また、平成20年度において、市から受領した公金である負担金を部費会計に戻入せず横領したとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成26年 3月13日
理 由	処分承認

(ウ) 平成25年(不)第1号

申立年月日	平成25年 1月11日
事案の概要	平成24年10月27日、市内の他人宅から、女性用の下着を窃取したことは、教育公務員としてふさわしくない著しい非行であるとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成25年10月25日
理 由	処分承認

(3) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、 法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関する規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

イ 平成25年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成 25 年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が 4 件、懲戒処分が 52 件であった。

Image: Control of the	処分者		知	事	教育委	5員会	警察本	Z部長	その	D他	盲	†
分			24年度	25年度								
分	免	職									0	0
限	休	職		1		1	3	2			3	4
処	降	任									0	0
分	降	給									0	0
73	言	†	0	1	0	1	3	2	0	0	3	4
懲	免	職		1	2	2	2	2			4	5
一成	停	職	1	1	5	5	9	3	1		16	9
処	減	給	2	3	11	24	11	2			24	29
分	戒	告	1	2	3	6	11	1			15	9
//	誩	t	4	7	21	37	33	8	1		59	52
合		計	4	8	21	38	36	10	1	0	62	56

4 職 員 団 体

(1) 職員団体の登録

法第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例(昭和41年兵庫県条例第43号)第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織	の別	法人格取	得の有無
		連合体	単位団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4				
兵 庫 県 教 職 員 組 合	昭41.10.4				
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県学校事務労働組合	昭56. 4.23				
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20				
兵庫県教職員連盟	昭63. 2.23				
加 印 教 職 員 組 合	平 2. 2. 8				
兵庫高等学校教職員組合	平 2. 3.12				
但 馬 教 職 員 組 合	平 2. 3.12				
兵 庫 教 職 員 組 合	平 2. 3.12				
丹 有 教 職 員 組 合	平 2. 5.10				
淡路教職員組合	平 2. 7. 2				
北播教職員組合	平 2. 7. 2				
全教兵庫教職員組合	平25. 1.16				

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成25年度における変更状況は、次のとおりである。

			内訳					
登録団体数	変更届出件数	規	約	登 録 事 項			項	
		/元 ;		名	称	所在地	役員	
14	12	2		C)	0	10	

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則第9号)で定めており、平成24年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

				1	(平成26年3月31日現在)
1.16	機	-	関		職
議	会	事	務	局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 課
					長補佐(秘書又は人事労務を担当するものに限る。)
					2 総務課の秘書係長及び総務係長
4 п	本			庁	1 防災監 会計管理者 理事 知事公室長 部長 福
知事					社監 観光監 局長 出納局長 公館長 住宅参事
部					監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別
局					対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品
` `					安全官家畜安全官主任広報専門員職員健康相談
					員 職員相談員 主任技術専門員(人事労務を担当す
					るものに限る。) 副課長 副室長 主幹 研究参事
					課長補佐(人事労務を担当するものに限る。) 副隊
					長
					2 企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部社会福祉
					局総務課、産業労働部政策労働局総務課、農政環境部
					農政企画局総務課、県土整備部県土企画局総務課及び
					会計課の各総務系長
					3 秘書課の課長補佐及び係長
					4 財政課の課長補佐及び係長
					5 税務課の管理係長
					6 人事課の係長、主査及び主任
					7 職員課の係長、主査及び主任(いずれも職員団体に
					関 する事務を担当するものに限る。)
					8 管財課の係長(庁舎管理又は車両管理を担当するも
					のに限る。)
					9 水産課の船長
	兵庫県		談セング		所長 次長 参事 主幹
	<u>兵庫</u>		美術		館長 副館長 参事 主幹
	県立男	女共同参	画セング	9 –	所長 副所長 主幹
	県	民		局	局長 副局長 総務室長 総務企画室長 県民室長 県
					民協働室長 県民生活室長 地域政策室長 公園島推進
					室長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の瀬長 消
					費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良
					普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所
					の室長 但馬長寿の鄭の管理部長 副所長 主幹 総務
					課長企画管理課長

	東京事務所	所長 次長 副所長
	自治研修所	所長 次長 副所長 主幹 総務課長
	職員健康管理センター	1 所長 室長 主幹 健康管理課長 2 職員診療所長
	職員会館	館長
	兵庫県立大学附属高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
	兵庫県立大学附属中学校	校長 副校長 教頭 事務長
	広域防災センター	1 センター長 部長 管理課長 2 消防学校長 副校長
	県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 主幹 総務課長
	保 健 所	所長 副所長 主幹
	県 立 こ ど も の 簡	1 館長 副館長 主幹 総務課長 2 幼児教育センター所長 主幹
	こども家庭センター	所長 調整参事 副所長 主幹 総務課長
ſ	女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
	県 立 明 石 学 園	園長 参事 副園長 主幹 総務課長
	県 立 総 合 衛 生 学 院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
	食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 主幹 総務課長 2 食肉衛生検査所長
	動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長2 動物管理事務所長3 支所長
	県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長
	県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
	精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 主幹
	県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 主幹 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
	県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
	県 立 但 馬 技 術 大 学 校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
	県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
	県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
	兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
	旅券事務所	所長 副所長 主幹
	県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 参事 部長 主幹 総務課長2 農業大学校の校長及び副校長3 技術センターの所長 部長 部次長 病害虫防除所長 但馬水産技術センター所長 内水面漁業センター所長 副所長 主幹 船長及び但馬水産技術センター研究主幹
	家畜保健衛生所	所長 副所長 主幹 総務課長
	森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 主幹 総務課長
	県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課 長
_		

教育委員会	事務局	本		庁	1 教育長 教育次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 課長補佐(人事労務を担当するものに限る。) 2 総務課の総務係長、人事係長、企画・行政係長、主査(秘書又は人事労務を担当するものに限る。)及び人事係の主任 3 財務課の財務係長及び学校管理係長 4 教職員課の係長、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育	事	務所	所長 教育振興室長 副所長 主幹 総務課長 教職員課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
	県	立	学	校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
	県立物	寺別 支 援教	ぬ育セ	ンター	所長 副所長 総務課長
		南但馬			校長 副校長 総務課長
		但 馬 や a			所長 副所長 総務課長
		<u>数</u>			所長 部長 参事 (教育委員会が人事委員会と協議して 定めるものに限る。) 総務課長
	県	立 美	術	館	館長 副館長 館長補佐 総務課長
	県	立 図	書	館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	1 果	Z 歴 史	博	物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	人と自然	然の 博	りゅう ちゅうりゅう ちゅうしゅう かいだい かいしょう かいし おいし おいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし か	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	コウノト	リのタ	□ <u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	園長 副園長 総務課長
	県 立		博	物館	館長 副館長 部長 主幹 総務課長
選	挙 管 E	里 委 員	会 事	務 局	書記長
人	事委	員 会	事	務局	局長 次長 課長 参事 副課長 主幹 課長補佐 係 長 主査
監	查	委 員	事	務 局	局長 次長 課長 副課長 主幹 課長補佐係長
労	働委	員 会	事	務局	1 局長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務係長
収	用委	員 会	事	務局	局長 主幹
瀬戸	内海海[区漁業調整	整委員?	会事務局	局長 次長

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び船員法(昭和22年法律第100号)が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成26年3月31日現在、県の事業場は358事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が320事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

(平成26年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名
	第12号(教育· 研究) [189]	知事[17]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学附属高等学校 県立大学附属中学校 広域 防災 セッター 県立健康生活科学研究所 県立こどもの館 県立総合衛生学院 県立工業技術 セッター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院 (2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合 セッター (県立林業研修館を含む。) 森林動物研究 セッター 県立淡路景観園芸学校
人		教委[171]	県立学校(161) 県立特別支援教育セルー 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館
事		警察 [1]	警察学校
委員会[320]	別表第1に 該当しない 官公署[131]	知事 [59] 教委 [7] 警察 [57] その他[8]	本庁(職員健康管理セクーを含む。) 兵庫県民総合相談セクー 県立男女共同参画セクー県民局(10) 但馬長寿の郷 県税事務所(11) 中播磨消費生活創造セクー 消費生活センター(5) 農林振興事務所(4) 農林水産振興事務所(6) 但馬空港管理事務所 東京事務所 職員会館 こども家庭セクー(5) 女性家庭セクー 食肉衛生検査セクー 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉セクー 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)事務局本庁 教育事務所[6]本庁 機動捜査隊 機動パロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(48)議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]
基労準働	第3号(土木・ 建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
監 局 督・	第13号(保健	知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央こども家庭炒外保護第1課・保護第2課 県立明石学園
署 労 働 [38]	衛生) [23]	教委 [8]	特別支援学校寄宿舎[8]

- (注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。
 - 2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管
 - 3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

ア許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成25年度に行った主な許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア)	解雇予告除外認定	3 件
(1)	時間外労働・休日労働に関する協定届	36 件
(ウ)	宿日直勤務許可	0 件
(エ)	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	4 件
(オ)	機械等の設置届	3 件